

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会（第1回）

議 事 次 第

日時：令和7年7月8日（火）
現地開催（オンライン併用）

1 開 会

2 議 事

議案1

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会の設置及び事業計画・
予算等の承認について

議案2

契約予定案件について

【配布資料】

- (1) 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会委員設置要綱（案）
- (2) 東京味わいフェスタ 2025 事業計画（案）
- (3) 東京味わいフェスタ 2025 予算（案）
- (4) 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務規程（案）
- (5) 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会財務規程（案）
- (6) 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会業者等選定委員
設置要綱（案）
- (7) 東京味わいフェスタ 2025 委託契約（案）

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会設置要綱（案）

（設置目的）

第 1 条 東京産の農林水産物やこれを用いた料理、時代を超えて受け継がれてきた伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信することを目的としたイベント「東京味わいフェスタ 2025（以下「フェスタ」という。）」を円滑に運営するため、東京味わいフェスタ 2025 実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) フェスタの企画に関する事
- (2) フェスタの広報に関する事
- (3) フェスタの実施に関する事
- (4) フェスタの事業成果の総括に関する事
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

（議決事項）

第 3 条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関する事
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関する事
- (3) 賠償問題に関する事
- (4) その他フェスタ運営に関する事項

（委員）

第 4 条 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

（委員長・議決等）

第 6 条 委員長は一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会代表者をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 実行委員会の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 7 委員または事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 委員会の事務を処理するため、東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）

第10条 実行委員会は、フェスタが終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

（規程等）

第11条 実行委員会における事務規程及び財産規程については、実行委員会において定めるものとする。

（その他）

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

東京味わいフェスタ2025_実行委員会構成員

【別表1】東京味わいフェスタ2025実行委員会委員

実行委員長	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 業務執行理事
実行委員	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市運営・プロモーション部会 部会長
〃	三菱地所株式会社 エリアマネジメント事業部長
〃	三井不動産株式会社 日比谷街づくり推進部事業グループ 統括
〃	株式会社東京国際フォーラム 事業推進部長
〃	東京ガス株式会社 地域共創カンパニー 東京支社長
〃	千代田区 環境まちづくり部長
〃	千代田区 地域振興部長
〃	江東区 地域振興部長
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 東京農業推進室 課長代理
〃	東京都漁業協同組合連合会 専務理事
〃	東京都建設局 道路管理部長
〃	東京都保健医療局 食品医薬品安全担当部長
〃	東京都産業労働局 商工部長
〃	東京都産業労働局 観光部長
〃	東京都産業労働局 農林水産部長

【別表2】東京味わいフェスタ2025実行委員会 監事

監事	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市整備部会 副部会長
〃	東京都産業労働局 総務部計理課長

【別表3】東京味わいフェスタ2025実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長
事務局	東京都産業労働局 総務部産業政策専門課長
〃	東京都産業労働局 農林水産部農林水産施策推進担当課長
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課統括課長代理(管理担当)
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課課長代理(事業推進担当)
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課主任(事業推進担当)

東京味わいフェスタ2025（TASTE of TOKYO） 事業計画（案）

開催目的

多彩な東京産食材の存在と魅力を国内外へ広く発信。
東京産食材の需要を喚起し消費拡大を目指す。

イベントロゴ

基本形 01/ 縦組み



基本形 02/ 横組み



実施概要（案）

実施日時：10月24日(金)、25日(土)、26日(日)

会場：丸の内（行幸通り、丸の内仲通り等）

日比谷（日比谷仲通り等）

有楽町（東京国際フォーラム 地上広場）

豊洲（がすてなーに ガスの科学館海側特設会場）

実施内容：＜東京産食材等を使った「味」を楽しむ＞

- ✓キッチンカー・テントで東京産食材を使用したメニュー出店
- ✓東京産の農産物や名産品を販売するマルシェやPRブースの展開
- ✓開催地域内の飲食店によるイベント限定メニューの提供
- ✓ワークショップや体験企画で東京産の魅力を発信する。
- ✓映像機器の活用による各会場の回遊性の強化
- ✓近隣店舗、商店街との連動キャンペーン

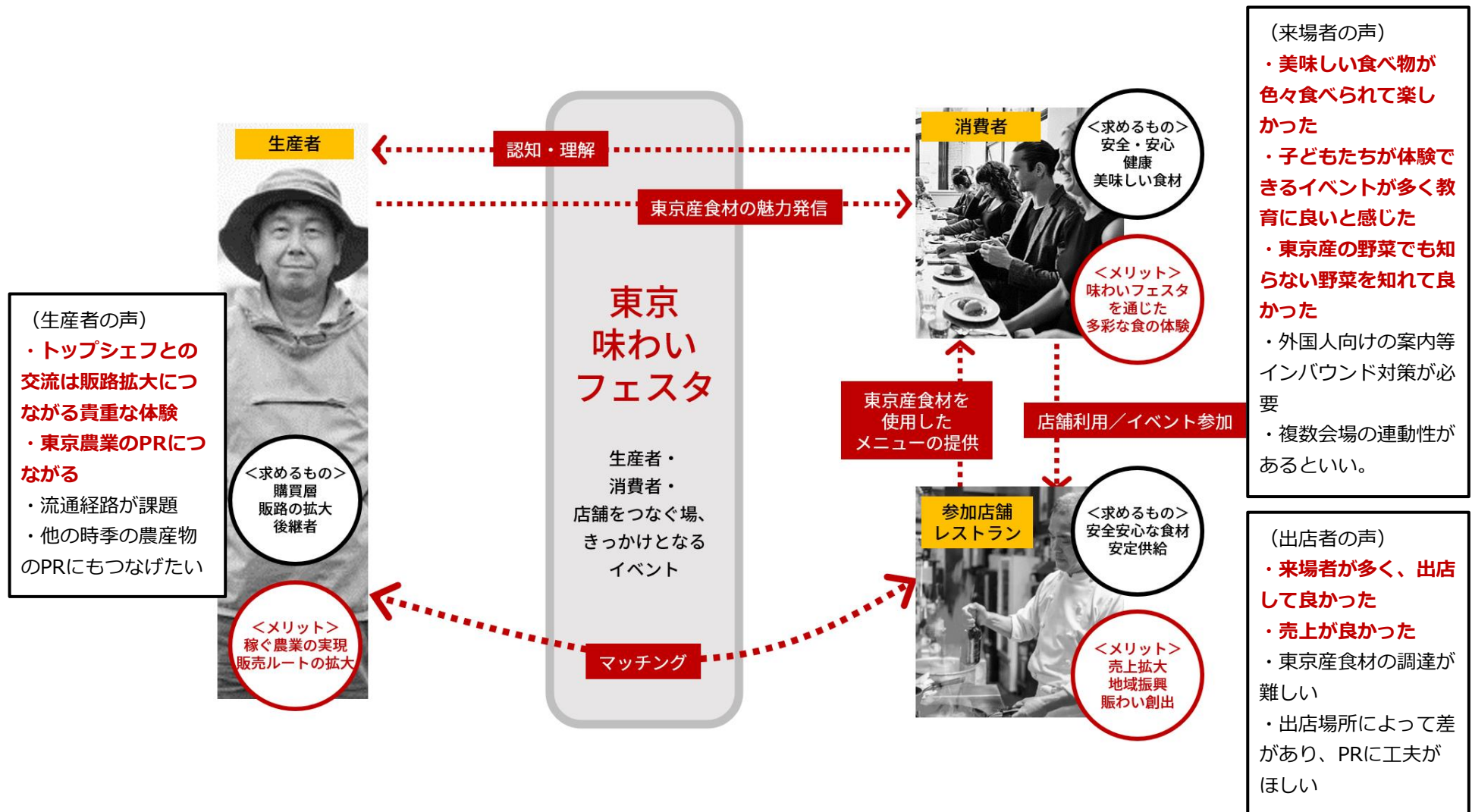
今年度の重点取組

- ・東京の郷土料理ブースの設置
- ・インバウンドにもわかりやすい会場案内



▲過年度の様子

(参考) 東京味わいフェスタが実現すること



(参考) 広報内容

ターゲット設定

基本 : 都民とインバウンド訪日外国人を含めたオールターゲット+20~30代を注力ターゲットに設定

SNS投稿(Instagram) : 各会場毎に投稿素材を選定する際に個別のターゲットに合わせた投稿内容を検討
例)豊洲エリアはファミリー層を戦略ターゲットとして設定
※SNS広告に関しては注力ターゲットである20~30代に設定

イベントMAP制作+印刷

⇒各会場毎に日本語版・英語版の計8種制作

WEBサイト制作

⇒イベントMAPと連動したイベントコンテンツ掲載サイト

WEBサイト上に掲載する各会場のイベントMAP上でコンテンツ内容が確認可能

ポスター

⇒WEBサイトデザインをベースに制作

SNS運用

⇒8月のリリースとして1回投稿。その後10月に集中して告知投稿

SNS広告

⇒20~30代がターゲット。SNSを中心にターゲティング広告の実施

紙媒体

⇒8月及び10月に都庁記者クラブに対しプレスリリース、外国富裕層向けの紙面への広告掲載



丸の内エリア

丸の内エリア 概要①

○ 丸ビルマルキューブ



※赤枠は本年新たな取組み
※詳細は今後調整

オープニングセレモニー

ステージイベント
(今後調整)

江戸情緒あふれるアイテム装飾
(和傘、行灯)

メインステージを屋内に設置し、天候に左右されない
ステージ企画を展開



和傘行灯装飾
ステージをにぎやかし、撮影スポットとしての和傘行灯の装飾

丸の内エリア 概要②

○ 丸ビル1階外構エリア



東京野菜宝船



- ・ JA東京あおば様にご協力いただき、農産物を使用した“宝船”オブジェを制作・設置
- ・ フォトスポットとして活用
- ・ 展示後、その場で解体し、使用した野菜はフードバンクに寄付

※詳細は今後調整

丸の内エリア 概要③

○ 行幸通り



東京産食材キッチンカー

ワークショップ/東京産マルシェ用テント

東京産食材を使った
郷土料理ブース

総合案内

エコステーション/景品交換所

※赤枠は本年新たな取組み
※詳細は今後調整

丸の内エリア 概要④

○ 丸の内仲通り



東京産食材キッチンカー

食材マルシェブース

インバウンド対応ブース

近隣会場方面指図サイン看板
(日比谷、国際フォーラム)

エコステーション/景品交換所

※赤枠は本年新たな取組み
※詳細は今後調整



有楽町エリア

1 東京産食材を使用したメニューのキッチンカー販売

(12台程度)

- ・ホッピングができるように、**少量ポーションメニュー**（ごはん抜き等）の導入などを検討
（東京産食材については、各店舗が独自で仕入れ）
- ・東京の郷土料理を紹介する企画展開（新規）



2 テントでのアルコール飲料等の販売

(2店舗程度)

- ・地酒（日本酒） ・ビール ・東京島しょ部の特産品



3 館内店舗との連携企画

東京国際フォーラム館内店舗の販売促進を目的とし、飲食・お買い物されたお客様に東京産ゆかりの品をプレゼント

4 「東京都農業祭（主催：東京都農業協同組合中央会（JA東京中央会））」との連携

10月24日(金)・25日(土)に東京国際フォーラム・ロビーギャラリーで開催される「第54回東京都農業祭」との連携

- ・ 東京都産農産物の展示“東京やさい畑”、**野菜の収穫体験**など
- ・ 「MADE in EDO SPECIAL」の展開（キッチンカー）
→江戸東京野菜を使った料理コンテスト入賞作品(料理、加工品)の販売・東京都産品の物産展（東京の日本酒含む）



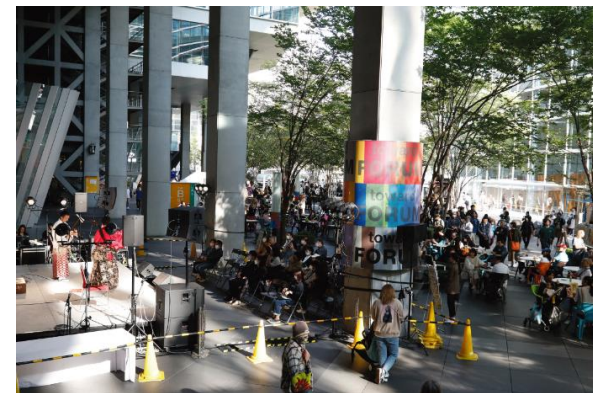
5 東京国際フォーラム館内一部店舗での、東京産食材を使用した特別メニューの販売

（4店舗程度を想定）



6 特設ステージ、大型ビジョンを活用した賑わい醸成

- ・ 賑わいイベントとして特設ステージを設置、農業祭連携や出店者PRを通じて各所への誘客促進
- ・ 大型ビジョンによるオープニングセレモニーや他会場との中継





日比谷エリア

日比谷で味わう、東京食べものがたり Flavors & Storys

さまざまな芸術・文化が興り、訪れる人の心を刺激しつづける街、日比谷。

2025年の「東京味わいフェスタ」はこの街が紡ぐさまざまな「物語」にフォーカス。

マルシェや体験型コンテンツやワークショップなどを通じて、街を訪れる方々の五感を刺激する
新たな食体験をご提供することで、東京産食材への新たな「繋がり」と「拡がり」の創出を狙います。

01 日比谷仲通り/Q CAFE/ステップ広場

・マルシェ

東京産の生鮮野菜やスパイスなどの販売

・体験コンテンツ／ワークショップ

「食」×「美」「食」×「色彩」を取り入れた
新体験コンテンツ

・美食セミナー

料理研究家による未知なる一皿との出会い
ペアリングレッスン

・キッチンカー

東京産の食材×ドリンクを使用したメニュー販売

02 日比谷エリアの商業施設/地域連携

・日比谷エリアの飲食店コラボ

東京産の食材使用したオリジナルメニュー販売
東京産のドリンクとのペアリング販売

＜商業施設内飲食テナント＞

- ・東京ミッドタウン日比谷
- ・日比谷シャンテ
- ・東宝日比谷プロムナードビル

＜地域連携＞

- ・商店会
- ・松本楼

03 その他連携

・HIBIYA Style Book

日比谷のいちおし情報まとめたマップを配布
クーポン配布

・他3エリアとの連携

リユースカップ回収

日比谷エリア 概要②

『美食に出会う。素敵なペアリング体験！』

様々なアプローチで食とのペアリングを紹介。新しい出会いから『私の物語』が生まれ食の繋がりや広がりを実感して楽しむ。

マルシェコンテンツ

美食 × 美容

東京産食材を販売するマルシェ & ペアリングレシピをご提供！

東京産食材や調味料を販売するマルシェを設置。

物販イベントを実施するだけでなく、その食材のオススメの使用方法や、管理栄養士監修のもと、「美容×美食」を実現できるレシピを考案し、リーフレットを配布。

実施概要

- ・実施日時 : 2025年10月24日（金）～26日（日）
- ・実施時間 : 11時～20時 ※26日のみ17時まで
- ・実施場所 : 日比谷仲通り
- ・実施方法 : 6M×3Mのテント内で実施
- ・内容 : 東京産食材／調味料などの販売
料理研究家お気に入りアイテムの販売
エシカルアイテム、映えスイーツなどの販売 など

体験型コンテンツ

美食 × 色彩

本当の自分に出会おう！

東京産ハーブで作るカラフルボタニカルドリンク体験

5-10分程度の簡単なカラーセラピーの結果をもとに、今の自分に合わせたカラフルなボタニカルソーダまたはボタニカルティーを作るワークショップ。

東京産のドライハーブやドライフラワー、スパイス、はちみつなどをトッピングし自分にあったボタニカルドリンク作り体験。

実施概要

- ・実施日時 : 2025年10月24日（金）～26日（日）
- ・実施時間 : 11時～20時 ※26日のみ17時まで
- ・実施場所 : 日比谷仲通り
- ・実施方法 : マルシェコンテンツと併設予定
- ・所要時間 : 5～10分程度/1人
- ・内容 : 簡易カラーセラピーの結果をもとに、
ボトルソーダを用いてご自身のカラーに合わせた
ボタニカルソーダをその場でお作りいただく。

日比谷エリア 概要③

東京産食材とともに楽しむ『カラダと心が喜ぶ食の体感』ワークショップ

様々なアプローチで食とのペアリングを紹介。新しい出会いから『私の物語』が生まれ食の繋がりや広がりを実感して楽しむ。

ワークショップ①

DISCOVER NEW CACAO

ディスカバー ニューカカオ

<チョコレートペアリング体験>

カカオの比率が違うミニチョコレートと、各種スパイスや東京産ハーブを用意し、さまざまなペアリングを楽しむ体験。

* 隣接コーナーにて関連商品販売検討

実施概要

- 【実施日時】 : 2025年10月24日(金)
- 【所要時間】 : 10分程度
- 【実施場所】 : 日比谷仲通り
- 【体験人数】 : 最大5～6名同時実施
- 【体験者数】 : 約30名/1h×6時間=180名程度を想定
- 【参加方法】 : 当日整理券または事前WEB申込み
- 【参加費用】 : 有料

ワークショップ②

AROMA BATHSALTS WORKSHOP

アロマバスソルトワークショップ

<オリジナルアロマバスソルト作り体験>

「nature」「Entertainment」などをイメージした香りのオリジナルバスソルトを作るワークショップ。岩塩や東京産ハーブ、東京産ドライフラワーなど香りの組み合わせを用意し、来場者に好みのものを選んで作ってもらう。

* 隣接コーナーにて関連商品販売検討

実施概要

- 【実施日時】 : 2025年10月25日(土)・26日(日)
- 【所要時間】 : 10分程度
- 【実施場所】 : 日比谷仲通り
- 【体験人数】 : 最大5～6名同時実施
- 【体験者数】 : 約30名/1h×6時間=180名程度を想定
- 【参加方法】 : 当日整理券または事前WEB申込み
- 【参加費用】 : 有料



豊洲エリア

25年度「豊市」が目指すこと

●「豊市」開催目的

東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信。また、またそれらを通じて街全体の賑わいの創出を目的にイベントを開催。豊洲エリアでは、「豊市ー東京の豊かな農林水産を豊洲で体験ー」をテーマに東京の農林水産業のPRおよび東京の豊かな農林水産物の魅力を、多角的に紹介。豊洲および周辺エリアの賑わいを創出する。



高い評価をいただいた従来の豊市をベースに豊洲の特性である顧客層のファミリー層を中心に「集客」と「体験」を強化することで東京都の農林水産の理解促進と豊洲エリア全体の更なる賑わい醸成を図る。

集客

エリア拡大 / ぐるり公園の敷地を昨年以上に活用し、より広い範囲での賑わいを創出

集客・体験 コンテンツ

ミニステージ / 音楽や出し物など、イベント集客と賑やかさを目的としたステージの新設

豊洲エリア 概要②

農

農業エリア

東京の新鮮で安全・安心な農産物や特産品、東京で営まれている最先端農業の魅力を遊んで学ぶ、東京農業体験ゾーン。農業に触れる、味わう、持ち帰る。東京の農業を楽しむエリア。

<実施イメージ>

〔体験〕農業体験農園



〔ワークショップ〕畑のワークショップ／フォトスポット



〔展示〕トラクター



〔物販〕東京産野菜マルシェ



〔物販〕東京産スイーツ販売



〔物販〕東京都エコ農産物



〔展示〕都市住民と農業を結ぶ



※写真は前年イベントの様子
※詳細は今後調整

豊洲エリア 概要③



林業エリア

東京は、自然に恵まれた世界でも有数の大都市。その多くは多摩地域と東京の島々に広がっている。その緑豊かな東京・多摩の森の恵みを五感で楽しむ体感型プログラムを実施。

<実施イメージ>

【ワークショップ】 森林の学校



【体験】 丸太切り体験



【食・展示】 タバジビエ



【あそび場】 つみ木ひろば・遊びの広場



【物販】億多摩地域の食物販



【物販】木のおもちゃ販売



焚き火ラウンジ



※写真は前年イベントの様子
※詳細は今後調整

豊洲エリア 概要④

水

水業エリア

東京は「島しょ漁業」「内湾漁業」「内水面漁業」と主に3つの漁場を抱える“お魚天国エリア”である。
知られざる東京の水産業を見て、食べて、遊んで、学ぶエリアを展開。

<イメージ>

〔展示〕 移動水族館 ※27日(日)のみ



〔物販〕東京の島 食品販売



〔食〕豊洲直送まぐろ丼



〔ワークショップ〕 ミニシェルボトル体験



〔ワークショップ〕 海洋プラスチック万華鏡づくり



〔ワークショップ〕 海の学校



※写真は前年イベントの様子
※詳細は今後調整

豊洲エリア 概要⑤



キッチンカーエリア

東京産の食材を使ったキッチンカーや店舗販売、東京産のお酒が楽しめる内容

<イメージ>

【東京産の食材】キッチンカー



【東京産のクラフトビール】EL CAMION



【東京産の酒】東京酒テラス



ガスの科学館

エコや環境配慮の視点、火育(調理体験)を通じて東京産食材の魅力を学び・体験するコンテンツを実施。

【体験】東京産食材を使った料理教室

著名シェフを講師に大人向け料理教室(金曜)



親子向け料理教室(土・日曜)



【WS】わくわく工作
カプセルランタン作り



※写真は前年イベントの様子
※詳細は今後調整

東京味わいフェスタ2025予算

東京味わいフェスタ2025実施に伴う予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内 容	金額（円）	備 考
負担金収入	東京都負担金	248,950,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	16,250,000	
雑収入	その他収入（協力金）	0	
計		265,200,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額（円）	備 考
事業運営費	委託料	264,000,000	イベント開催、実施運営等に係る経費
	雑支出	1,000,000	屋外広告物許可手数料、道路使用許可手数料、公園占有料等に係る経費
事務局運営費	会議費	20,000	委員会の開催に係る経費
	消耗品費	20,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	60,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	100,000	その他の支出
計		265,200,000	

7 味 実 委 第 1 号

令和 7 年 月 日

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、東京味わいフェスタ 2025 実行委員会（以下「委員会」という。）の事務の能率的運営と、その責任の明確化を図るため、必要な事項を定める。

（事案の決定）

第2条 事案の決定は、委員会の会議で議決すべきものを除くほか、その重要度に応じ、別表1に定める者が行うものとする。

2 事案を決定する者（以下「決定権者」という。）が不在で、当該事案について至急に決定を行う必要があるときは決定権者があらかじめ指定した者が決定する。

（事案の決定方式）

第3条 事案の決定は、決定事項を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が署名し、又は押印する方式により行うものとする。

2 前項の起案文書は、当該事案の決定権者が、原則として起案用紙（別記様式第1号）により自ら作成し、又は事務局職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて作成させるものとする。

（文書の取り扱い）

第4条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるように処理及び管理しなければならない。

（文書主任の設置及び職務）

第5条 事務局に文書主任を置き、東京都産業労働局農林水産部調整課統括課長代理（管理担当）の職をもってこれに充てる。

2 文書主任は、事務局長の命を受け、次の職務に従事する。

- (1) 文書の收受、配付及び発送に関すること。
- (2) 文書の審査に関すること。
- (3) 文書の整理、保管、保存、引き継ぎ及び廃棄に関すること。
- (4) その他文書事務に関し必要なこと。

(簿 冊)

第 6 条 文書の管理は文書番号簿(別記様式第 2 号)に記載して行わなければならない。

(文書の記号と番号)

第 7 条 委員会が収発する文書には、「味実委」の記号を付し、一連の番号を記載しなければならない。

(文書の浄書及び発送)

第 8 条 浄書した文書は、起案文書と照合の上、第 9 条に定めるところにより印章を押印し、発送を要するものは、その手続をしなければならない。

2 浄書、照合、印章を押印、発送をした者は、起案文書のそれぞれの欄に押印しなければならない。

(文書の整理及び保存)

第 9 条 文書は、常に整然と分類して整理し、完結・未完結の区分を明らかにし、必要に応じて利用できるようにしておくとともに、別表 1 に定める保存期間の間保管しておかなければならない。

2 実行委員会の解散後も保存期間が残存する場合は、産業労働局農林水産部調整課が保存期間を引き継ぐものとする。

(印章の名称、寸法、ひな型等)

第 10 条 委員会の事務局に、「東京味わいフェスタ実行委員会委員長之印」を置く。

2 印章の書体、ひな型及び寸法は別表 2 のとおりとする。

(印章の管理)

第 11 条 印章の管理は、事務局長が行い、印章に関する事務をつかさどる。

2 事務局長は、文書主任に印章に関する事務を処理させることができる。

(印章の使用)

第 12 条 印章の押印を求めようとする者は、印章使用簿(別記様式第 3 号)に必要な事項を記入し、押印しようとする文書に決定済みの起案文書を添え、文書主任の照合を受けなければならない。

(印章の事前押印)

第 13 条 定例的かつ定型的な文書等で、印章管理者が適当と認めたときは、前条の規

定にかかわらず、同条の照合を行う前に当該文書等に印章を押印すること（以下「事前押印」という。）ができる。

- 2 文書主任は事前押印を求めようとするときは、あらかじめ印章事前押印・刷り込み申請書兼文書等処理簿（別記様式第4号）を印章管理者に提出しなければならない。
- 3 文書主任は別記様式第4号により、事前押印した文書等を適切に処理しなければならない。

（印章の印影の刷り込み）

第14条 定例的かつ定型的な文書等で一時に多数印刷する文書等のうち、印章管理者が適当と認めたときは、その印章の印影を当該文書等に刷り込むことにより印章の押印に代えることができる。

（情報公開）

第15条 実行委員会の情報公開の取扱いについては、東京都の例による。

（補 則）

第16条 この規程に定めのない委員会の事務処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は令和7年 月 日から施行する。

7 味 実 委 第 1 号
令和 7 年 月 日

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会財務規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、東京味わいフェスタ 2025 実行委員会（以下「委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、委員会の事業の能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

（財務管理の基本）

第 2 条 委員会の財務は、法令、委員会事務規程及び本規程及びその他委員会により定める規程による。

（会計期間）

第 3 条 委員会の会計期間は、委員会の設置の日から委員会の解散の日までとする。

（会計責任者）

第 4 条 委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

（科目）

第 5 条 委員会の勘定科目は、別表により処理するものとする。

（予算編成及び執行の原則）

第 6 条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

（予算案の作成）

第 7 条 委員長は、会計期間開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、委員会の会議に提出するものとする。

（予算の執行）

第 8 条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

- 2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。
ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

(指定金融機関)

第9条 委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第10条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局農林水産部調整課統括課長代理（管理担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第11条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。
3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第12条 事務局長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
(2) その他事務局長が請求書を徴する必要がないと認めた場合

- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(立替払)

第13条 事業の運営上、立替払により支払いを行う必要がある場合においては、事務局長は領収証書その他支払の確認ができる書類を確認の上、立替払いをした者に対し支出することができる。

(仮払)

第 14 条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

(契約方法)

第 15 条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

(1) 競争入札による方式

(2) 企画提案方式

(3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

(入札参加者の指名)

第 16 条 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 17 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2) 競争入札に付することができないとき。

(3) 予定価格が以下に掲げるものに該当する場合

(ア) 予定価格 300 万円未満の物品の買入れの契約

(イ) 予定価格 200 万円未満の印刷物の制作の請負契約

(ウ) 予定価格 200 万円未満の委託契約

(エ) 予定価格 150 万円未満の物件等の借入れ

(4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 100 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

3 第 1 項第 1 号、2 号及び 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、前項但し書による契約を除き、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項但し書により契約を締結する場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

4 第 1 項第 3 号により特定の 1 者と契約を締結する場合において、50 万円以上の契約で

二人以上の者から見積書を徴取できないものについては、第3項に定める実行委員会の承認を受けなければならない。

(契約書の作成等)

第18条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき。

(2) 契約金額 100 万円未満の契約

(3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの、又は、事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第19条 事務局長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

(決算資料の作成等)

第20条 委員長は会計期間終了後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

(現金出納簿)

第21条 事務局長は、委員会の適性な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第1号）を備え整理しなければならない。

(補 則)

第22条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から適用する。

別表

(収入の部)

大科目	内容
負担金収入	東京都からの負担金収入
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金収入
雑収入	その他の収入

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	委託料	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	会議費	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
	役務費	振込み手数料、保険料、その他の経費
	雑支出	その他の支出

7 味 実 委 第 1 号
令 和 7 年 月 日

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会業者等選定委員会設置要綱(案)

(目 的)

第 1 条 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会（以下「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、東京味わいフェスタ 2025 実行委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- (2) 一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- (3) 一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- (4) 一件予定価格 80 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 50 万円以上の特定業者の選定に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

(構 成)

第 3 条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局農林水産部長

委 員 同局農林水産部調整課長

同局農林水産部調整課課長代理（計画調整担当）

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第 4 条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招 集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶 務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は令和7年 月 日から施行する。

委 託 仕 様 書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2025 の企画・運営等に係る委託(丸の内エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2025」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和 7 年 10 月 23 日（木）以降

開催日 令和 7 年 10 月 24 日（金）から 10 月 26 日（日）まで

(2) 開催場所

行幸通り（東京都千代田区丸の内一丁目エリア東京都道）

丸の内仲通り（東京都千代田区丸の内二丁目エリア千代田区道）

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2025（丸の内エリア）の全体運営に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2025（丸の内エリア）の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ②東京味わいフェスタ 2025（丸の内エリア）の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。

- ②出店者テント、催事テント、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。
- ③キッチンカーや出店・催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店形態や出店位置、来場者動線等を考慮し、来場者の巡回に差が出ないように回遊性のある配置に工夫すること。
- ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で会場レイアウト等の表示を行うこと。
- ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブル・イスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
- ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
- ⑦10月26日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。

（3）出店者に関すること

- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
- ②出店に係る備品等の手配及び電源・給排水設備等の設置について調整を行うこと。
- ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。

（4）広報活動に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2024 全体の広報として、有楽町、日比谷及び豊洲エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。
- ③モニター用の P R コンテンツを制作し、効果的に投影すること。
- ④全会場を対象としたスタンプラリーを企画・実施すること。また、ノベルティを用意すること。

（5）準備日及び開催日に関すること

- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
- ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
- ③開催日に案内業務を行うこと。
- ④開催日に委託者や他の会場受託者と即時に連絡できるよう体制を整えること。
- ⑤開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ（圧縮前）を記録媒体（CD 等）にて提出すること。
- ⑥開催期間中に出演者に対して、東京味わいフェスタ 2025 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
また、全会場を対象とした来場者へのアンケート調査を実施すること。調査に際し回収率を上げるため、ノベルティを用意すること。
- ⑦開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
- ⑧車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
- ⑨各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。

（6）その他

- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
- ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品

すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

搬入・設営は令和7年10月24日（金）午前11時までとする。

搬出・撤去は令和7年10月27日（月）午前10時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の厳守及び情報の取扱い

（１） 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（２） 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。

（３） 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。

（４） その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

（１） 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産

及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 再委託をする際は、本契約締結後1週間以内に、再委託事業者と委託内容を委託者に報告すること。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達に別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局

電話番号 03 (5000) 7359

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(イ) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(7)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050 年ゼロエミッション、2030 年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの

- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

＜製造段階での環境配慮＞

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

＜使用段階での環境配慮＞

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

＜廃棄・リサイクル段階での環境配慮＞

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

＜サービス提供時の環境配慮＞

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

＜その他の環境配慮＞

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

委 託 仕 様 書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2025 の企画・運営等に係る委託(有楽町エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2025」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和 7 年 10 月 23 日（木）以降

開催日 令和 7 年 10 月 24 日（金）から 10 月 26 日（日）まで

(2) 開催場所

東京国際フォーラム 地上広場（東京都千代田区丸の内 3－5－1）

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2025（有楽町エリア）の全体運営に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2025（有楽町エリア）の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ②東京味わいフェスタ 2025（有楽町エリア）の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ②出店者テント、催事テント、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。

- ③キッチンカーや出店・催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店形態や出店位置、来場者動線等を考慮し、来場者の巡回に差が出ないように回遊性のある配置に工夫すること。
 - ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で会場レイアウト等の表示を行うこと。
 - ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブル・イスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
 - ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
 - ⑦10月26日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。
- （3）協賛者に関すること
- ①協賛者の出店に係る運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②協賛者の出店に係る備品等の手配及び電源の設置等について調整を行うこと。
 - ③その他、協賛者の出店に係る必要事項については、協賛者及び委託者と協議の上、対応すること。
- （4）出店者に関すること
- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②出店に係る備品等の手配及び電源・給排水設備等の設置について調整を行うこと。
 - ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。
- （5）広報活動に関すること
- ①東京味わいフェスタ 2025 全体の広報として、丸の内、日比谷及び豊洲エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。
- （6）準備日及び開催日に関すること
- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
 - ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
 - ③開催日に案内業務を行うこと。
 - ④開催日に委託者や他の会場受託者と即時に連絡できるよう体制を整えること。
 - ⑤開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ（圧縮前）を記録媒体（CD 等）にて提出すること。
 - ⑥開催期間中に出店者に対して、東京味わいフェスタ 2025 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
- また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑦開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
 - ⑧車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
 - ⑨各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。
- （7）その他
- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
 - ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品

すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

搬入・設営は令和7年10月24日（金）11時までとする。

搬出・撤去は令和7年10月26日（日）22時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の保持

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他

の電子データ)等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 再委託をする際は、本契約締結後1週間以内に、再委託事業者と委託内容を委託者に報告すること。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局

電話番号 03 (5000) 7359

以上

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050 年ゼロエミッション、2030 年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの

- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

＜製造段階での環境配慮＞

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

＜使用段階での環境配慮＞

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

＜廃棄・リサイクル段階での環境配慮＞

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

＜サービス提供時の環境配慮＞

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

＜その他の環境配慮＞

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

委 託 仕 様 書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2025 の企画・運営等に係る委託(日比谷エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2025」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和 7 年 10 月 23 日 (木) より

開催日 令 7 年 10 月 24 日 (金) から 10 月 26 日 (日) まで

(2) 開催場所

日比谷仲通り (東京都千代田区有楽町一丁目エリア千代田区道)

日比谷シャンテ (東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号)

東京ミッドタウン日比谷 (東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号)

日比谷周辺エリア

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2025 (日比谷エリア) の全体運営に関すること

- ① 東京味わいフェスタ 2025 (日比谷エリア) の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ② 東京味わいフェスタ 2025 (日比谷エリア) の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ②基礎小間、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。
- ③キッチンカーや催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店分野、イベントごとにゾーニングを行い、動線を踏まえ、来場者の巡回に差が出ないよう回遊性のある配置に工夫すること。
- ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で主要ゾーンの表示を行うこと。活気あるレイアウトやデザイン、ディスプレイ等を工夫すること。
- ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブルイスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
- ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
- ⑦10月26日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。

(3) 出店者に関すること

- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
- ②出店ブースの電気及び給排水設備等の設置についての調整を行うこと。
- ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。

(4) 広報活動に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2025 全体の広報として、丸の内、有楽町及び豊洲エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。

(5) 準備日及び開催日に関すること

- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
- ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
- ③開催日に案内業務を行うこと。
- ④開催日に委託者や他の会場受託者と即時に連絡できるよう体制を整えること。
- ⑤開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ(圧縮前)を記録媒体(CD 等)にて提出すること。
- ⑥開催期間中に出店者及び来場者に対して、東京味わいフェスタ 2025 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑦開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
- ⑧車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
- ⑨各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。

(6) その他

- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
- ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

日比谷仲通り

搬入・設営は令和7年10月24日（金）午前8時までとする。

搬出・撤去は令和7年10月27日（月）午前8時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の保持

- （1） 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- （2） 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- （3） 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- （4） その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- （1） 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が

権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 再委託をする際は、本契約締結後1週間以内に、再委託事業者と委託内容を委託者に報告すること。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達に別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
電話番号 03（5000）7359

以上

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの

- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

＜製造段階での環境配慮＞

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

＜使用段階での環境配慮＞

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

＜廃棄・リサイクル段階での環境配慮＞

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

＜サービス提供時の環境配慮＞

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

＜その他の環境配慮＞

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

委 託 仕 様 書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2025 の企画、運営等に係る委託(豊洲エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2025」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和 7 年 10 月 22 日 (水) 以降

開催日 令和 7 年 10 月 24 日 (金) から 10 月 26 日 (日) まで

(2) 開催場所

がすてなーにガスの科学館海側特設会場及び春海橋公園 (東京都江東区豊洲 2 - 1 街区)

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2025 (豊洲エリア) の全体運営に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2025 (豊洲エリア) の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ②東京味わいフェスタ 2025 (豊洲エリア) の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ②出店者テント、催事テント、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。

- ③キッチンカーや出店・催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店形態や出店位置、来場者動線等を考慮し、来場者の巡回に差が出ないように回遊性のある配置に工夫すること。
 - ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で会場レイアウト等の表示を行うこと。
 - ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブル・イスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
 - ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
 - ⑦10月26日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。
- （3）協賛者に関すること
- ①協賛者の出店に係る運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②協賛者の出店に係る備品等の手配及び電源の設置等について調整を行うこと。
 - ③その他、協賛者の出店に係る必要事項については、協賛者及び委託者と協議の上、対応すること。
- （4）出店者に関すること
- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②出店に係る備品等の手配及び電源・給排水設備等の設置について調整を行うこと。
 - ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。
- （5）広報活動に関すること
- ①東京味わいフェスタ 2025 全体の広報として、丸の内、有楽町及び日比谷エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。
 - ②全エリアの情報を掲載したウェブサイトや SNS を開設し、運営すること。
 - ③来場者配布用の会場マップを作成すること。
- （6）準備日及び開催日に関すること
- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
 - ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
 - ③開催日に案内業務を行うこと。
 - ④開催日に委託者や他の会場受託者と即時に連絡できるよう体制を整えること。
 - ⑤開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ（圧縮前）を記録媒体（CD 等）にて提出すること。
 - ⑥開催期間中に出店者に対して、東京味わいフェスタ 2025 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
- また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑦開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
 - ⑧車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
 - ⑨各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。
- （7）その他
- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。

と。

②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

搬入・設営は令和7年10月23日（木）午後18時までとする。

搬出・撤去は令和7年10月27日（月）午後18時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の厳守及び情報の取扱い

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産

及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 再委託をする際は、本契約締結後1週間以内に、再委託事業者と委託内容を委託者に報告すること。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達に別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
電話番号 03 (5000) 7359

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(7)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050 年ゼロエミッション、2030 年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの

- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

＜製造段階での環境配慮＞

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

＜使用段階での環境配慮＞

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

＜廃棄・リサイクル段階での環境配慮＞

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

＜サービス提供時の環境配慮＞

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

＜その他の環境配慮＞

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

委 託 仕 様 書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2025 におけるリユースカップ活用に係る業務委託
(複数単価契約)

2 事業目的

本業務は、東京味わいフェスタ（以下、「イベント」という。）において、使い捨てプラスチックごみ削減を目的に、使い捨てプラスチックカップの代替品としてリユースカップを導入するものであり、リユースカップの洗浄、運搬等を委託する。

(イベントの概要)

名 称：東京味わいフェスタ 2025

主 催：東京都、東京味わいフェスタ 2025 実行委員会

期 間：令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）から令和 7 年 10 月 26 日（日曜日）

場 所：丸の内（行幸通り、丸の内仲通り）、有楽町（東京国際フォーラム地上広場）、
日比谷（日比谷仲通り周辺等）、豊洲（ガスの科学館海側特設会場）

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 委託業務内容

イベントにおけるリユースカップの運用に係る業務

(1) リユースカップの洗浄（イベント前）

新たにカップを製造した場合は、洗浄・乾燥・梱包を行うこと。

(2) リユースカップのイベント会場までの運搬

洗浄済のリユースカップを、委託者が別途契約するイベントの運営事業者あてに納品すること。納品は 4 か所とし、時間・詳細な納品場所は、委託者の指示に従うこと。納品日は原則令和

7年10月24日（金曜日）とする。

（3）イベント会場におけるリユースカップの回収（使用済み・未使用）

イベント終了後、翌日までに速やかに各会場に仮置きされた使用済みリユースカップを回収するとともに、未使用分のリユースカップも回収すること。回収は、豊洲と有楽町の2か所とし、時間・詳細な納品場所は、委託者の指示に従うこと。

（4）リユースカップの洗浄（イベント後）

使用済みのリユースカップを洗浄すること。また、洗浄の際に破損等の検品を行い、回収数等を調査すること。

なお、破損したリユースカップについては、適切にリサイクル処分をすること。

（5）イベント終了後のリユースカップの保管

洗浄後のリユースカップを保管すること。保管期間は令和8年3月31日までとする。なお、次回利用時に必要な経費及び事業終了に伴う廃棄費用は本契約に含まない。

（6）リユースカップの調達

イベント会場で利用するリユースカップについて、委託者と協議の上、必要数を別途調達すること。

（7）リユースカップ回収率等実績報告

リユースカップの種類別に回収数、破損数等を集計し報告すること。報告様式は任意とし、一式をデータで納品すること。

7 契約代金の支払方法

実施済数量等を委託者が確認し確定した後、別紙に定める項目・単価等に基づき支払いを行う。

なお、荒天や感染症の発生等の理由でやむを得ずイベントが中止になった場合、委託者からその旨の連絡を受けた時点の実施済み事項について実費の支払いを行う。実費支払いの範囲については、委託者と協議すること。

8 秘密の保持

（1）受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（2）受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。

（3）受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。

（4）その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

9 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

10 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 再委託をする際は、本契約締結後1週間以内に、再委託事業者と委託内容を委託者に報告すること。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局

電話番号 03 (5000) 7359

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2025 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2025 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050 年ゼロエミッション、2030 年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの

- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

＜製造段階での環境配慮＞

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

＜使用段階での環境配慮＞

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

＜廃棄・リサイクル段階での環境配慮＞

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

＜サービス提供時の環境配慮＞

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

＜その他の環境配慮＞

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。